

我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年3月31日～平成17年4月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1,250通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対するプリオン専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	対象月齢の見直しについては、2001年10月の飼料規制から1年半以上経過した、2003年7月以降に生まれた牛が対象です。これらの牛の食肉の汚染度に関するリスクは、定性的・定量的評価において、BSE検査の有無に関わらず、「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。また、対象とする牛からBSE検査陽性牛が検出されたとしても、異常プリオンの蓄積量は少量であり、検査の検出限界に近いと推定しています。さらに、これまで実施されたBSE検査からは、20ヶ月齢以下のBSE感染牛は確認されておりません。これらのことから勘案すると、「評価(案)」の「検査月齢の線引きがもたらすヒトに対する食品健康影響評価(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまる」とする結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討結果として理解できるものです。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。
2	本当に牛様が成仏できるようにきれいに使わせて頂き、人の血となり、肉となる様にすべきである。牛のことを本当に考えた対応こそが牛のためにあり、人間のためになると考えます。(本当は食べることができる筈の牛が食用にされずに殺されているのは、牛を無駄に殺すことになるとの立場から、全頭検査の見直しという答申案に賛成)	
3	米国産の20歳以下の牛を受け入れるといいながら国産牛は全頭検査を行うというのは畜産農家保護の貿易障害である。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。その一方、リスク管理官庁は、と畜場におけるBSE検査の対象月齢の変更に伴う混乱を回避するとの観点から全頭検査を行う猶予措置を設けるとしています。いただいた意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
4	BSE全頭検査緩和は、国際基準からの見地では妥当だと思います。国際基準に添う検査に実施すべきだと思います。/日本人が米国、又欧洲に年600万人以上の方が渡航している現在、彼らが欧米規準の牛肉を食べている事は日本における全頭検査の無意味さを示している事実ではないでしょうか。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。
5	商品として流れているものの日常検査(BSEの検査)に国の金を使用することは理解しがたいことである。本来なら生産コストに付加され消費者が負担すべきものと考える。検査が全て国の負担で行われるので、コスト意識を持てずに意味のない全頭検査にこだわる甘えた判断になってくるのではないかでしょうか。	プリオン専門調査会では、中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその役割としており、検査費用については検討の対象としていません。なお、検査費用については、リスク管理官庁において施策の検討に際して必要に応じて考慮されるべきものであり、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えすることにいたします。
6	全頭検査の場合推定される死者発生の割合と全頭検査に要する経費。これにたいして、20ヶ月齢以下の牛を検査対象からはずした場合の推定される死者発生の割合と検査に要する経費。(どのくらい上乗せの経費(人件費含む)をかけてどの程度死者発生の割合が減ずるのか。)	
7	検査することによる税金の無駄づかいはいかがなものか?	

御意見・情報の概要		専門調査会の回答
8	20ヶ月以下の牛は絶対に安全であるという保証は何もありません。	
9	20ヶ月以下の牛で検出できないからそれ以下なら安全というのは科学的におかしい。	
10	「評価案」は20ヶ月以下の牛を全頭検査からはずしても、「人に対する食品健康影響(リスク)は、…非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」としています。低いレベルでもリスクが増加すると判断しているのですから、この評価案それ自体が、全頭検査を止めてはいけないことを示しています。	食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
11	全頭検査と21ヶ月齢以上の検査との比較についても、リスクは低いあることを認めています。少しでもリスクがあるとすれば、国民の安全を考え、BSE根絶のためを考えるならば全頭検査を継続するのが当然だと思います。	
12	「我が国における牛海绵状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)の結論部分のうち、と畜場におけるBSE検査対象年齢の見直しに関しては、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月年齢以上の牛に変更した場合について、全頭検査した場合との人に対する食品健康影響(リスク)の増減については、現段階において、合理的な根拠に基づく評価は行えないすべきである。	
13	食品健康影響評価において、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月年齢以上の牛に変更した場合について、危険性の増加のレベルが非常に低いと判断される場合においても、かかる結論は、これまで講じられてきたさまざまなBSE対策を前提とするものである。	
14	人の生命に関わるとが分かっていて、それがたとえ0.0001の確立でもあるならば、私は反対です。非常に低いとする評価であっても、人間の命に関わることなのに、それを無視するとは、私には理解できません。	
15	BSEの発症メカニズム、vCJDの感染ルートなど未解明なまま、全頭検査の後退を認めるることは消費者の不安を増大させる。データ不足を補う意味でも、また科学的な知見が十分でない場合には予防的な考え方に基づいて、全頭検査を続け慎重なBSE対策を続けるべきである。	
16	検査緩和を行うと、若年齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。全頭検査の緩和は時期尚早と言わざるを得ません。	
17	最近リンタングステン酸法というのが開発され、前者(エライザ法とウェスタンプロット法)の1,000倍以上の感度で検査が可能になりました。このような方法を用いれば、現在検出できないとされている若年齢牛の感染も検査できるし、さらに感染初期に病原体が蓄積する扁桃腺や回腸を検査対象にすることもできるようになります。	
18	「リスク評価」「全頭見直し」の前に以下の事項について科学的な解説が必要である。 ・BSEプリオン感染経路とBSE発症要因 ・感染時期及び体内でのBSEプリオン遺伝子発現部位及びプリオントンパク蓄積部位 ・BSEプリオン蓄積量と発症の関係 ・人でBSEプリオンが蓄積し、vCJDが発症するまでのメカニズム及び潜伏期間等	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、BSEに関する調査研究については、より感度の高い検査方法の開発、SRM汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発、動物接種試験によるBSEプリオントンパク質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究とともに、基礎研究のみならず、リスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべきとされています。また、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、若年齢牛についても引き続き調査研究することとしています。ご指摘の問題点は、留意すべき付帯意見として述べられています。
19	全頭検査でこそ見つけられる若年齢の感染評価。これこそ重要視されるべきです。	
20	日本独自の全頭検査にて今後この難解な病気の解明を引き続き行うべき	
21	今後の課題はと畜した牛の脳を使った検査だけでなく、生体での検査、脳以外の危険部位の検査等、検査の精度を上げることである。	
22	全頭検査を緩和することは、判明していない感染経路の究明を封じ、正確な感染牛発生状況の把握すらできなくなることを意味します。全頭検査を実施継続することで、肉骨粉の牛飼料への禁止以降も存在する可能性のある感染経路を明らかにしていくことが食の安全の観点から必要と考えます。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
23	牛の全頭検査は、BSEや変異型CJ病を引き起こす異常プリオントンパクという、未知な部分の多い病原体による感染発症メカニズムを人間の犠牲を最小限に抑えながら究明していく有効な手段です。	
24	(感染後)6~23ヶ月の間は今のところの検査法では検出できないとされています。検査方法の検出限界以下であっても病原体は確実に体内に存在しています。現在検出できないとされている期間は検出できないとあきらめて良いのでしょうか。全頭検査の継続で食の安全のための施策に寄与する新たな知見を得る可能性が高いと思います。	
25	検査対象牛の緩和を行うことにより、若い牛での検査を行うことができず、検査精度を改良する技術開発にも支障があると考えられます。	
26	全頭検査を行った結果、17頭のBSEを発見し、21ヶ月齢の若い牛からも、BSEを発見できました。全頭検査は、今後予想される20ヶ月齢以下の(BSE)牛の発見やBSEの根絶、食物連鎖からBSEを排除する上で最も有効な方法です。	
27	若齢牛での検出の低さは現在の検査技術の未熟さ限界を示しているに過ぎず、若齢牛がBSEに感染していないという科学的合理的な根拠は無い。生後直後の牛でもBSE感染を検出できるまでBSE検査技術を進歩させるためにも全頭検査を続けるべきだ。	
28	現行の検査よりも感度のいい検査方法の開発が進んでいる。現行のエライザ法より感度が100倍も高く、大量検査に対応した試作機が出来たチームまで存在し、近日中の実用化が見込まれる。また、現行のテスト方法に簡便な一手間を加えるだけで、感度が1000倍にまで高められるという、リンタングステン酸法の報告もなされている。感度が上がることでより若齢牛の感染および、感染初期牛の感染を確認することが可能となる。若齢牛の検査を廃止することで、それらの技術進歩を確認することが出来なくなり、食の安全を守るための技術革新が妨げられる。	
29	現行のSRM以外からも異常プリオントンパク質が検出されつつある現在において、食の安全を守るには、感染牛のすべての組織を食物連鎖から排除するというWHOの勧告に従うことが筋である。それにはSRM除去よりも、検出感度を改善しての、科学的検査によるスクリーニングが何よりも必要・合理的な方法となる。検査の発展を妨げるような体制を作るべきではない。	
30	現在指定されているSRM以外の部位からも異常プリオントンパク質が検出されたという報告が次々と出ていている。検出感度が上がれば、感染牛のすべての臓器から異常プリオントンパク質が検出されるというのが科学者のコンセンサスである、という意見がプリオントンパク質専門調査会委員から出されており、また、EUの報告でも、20ヶ月齢発症牛の場合、現行の検査方法で13ヶ月齢から検出する可能性がある、としている。	
31	BSE及びプリオントン病に関しては、科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ない現状です。「評価(案)」では、「基礎研究のみならずリスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべき」と記述されています。この指摘に基づいて、科学的な判断を行うために必要な、現時点でのデータの収集・蓄積やより高感度なBSE検査方法の開発等を一層推進するため、リスク評価機関とリスク管理機関の双方で、目標を定めて積極的に取り組まれることを要望します。	
32	全頭検査緩和には絶対反対です。/答申案は、牛肉の安全・安心を願う多くの国民の声に背を向けたもので、到底受け入れることはできません。/全頭検査に替わる安全対策はない。安全が確保できるよう全頭検査を求めます。/安全な牛肉が食べられるよう全頭検査の維持を強く要請致します。	と畜場における全頭検査については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「①BSE感染牛を食物連鎖から排除すること、②我が国におけるBSE汚染の程度を把握するとともにBSE対策の有効性について検証することの2点について意義を持つものと考えられる」とされ、今回の報告案の中でも「これまでの検査により12頭のBSE陽性牛を食用から排除することができた」とされている
33	「生後20ヶ月以下の牛を全頭検査からはずす」ことに反対し、全頭検査を継続することを求めます。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
34	国民の食生活の安全、食肉業者の風評批判＝国民の不安から、農業を守るためにも全頭検査は必要不可欠です。	一方、同時に「現在の検査に検出限界があることは広く認識されている」ともされています。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からと畜場におけるBSE対策の対象牛を変更した場合等の食品健康影響評価(リスク評価)を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案において、と畜場におけるBSE検査の月齢の線引きによる人への感染リスクの変化について、飼料規制、BSE検査、SRM除去、と畜解体法の改善などのリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定しています。その結果、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
35	国民の牛肉への信頼を確保するためには、全頭検査の実施や、特定危険部位の完全除去と焼却、肉骨粉の飼料からの隔離など、現行検査体制の維持・強化が必要と考えます。	
36	全頭検査をしていることにより、危険部位は除去されていると信じています。	
37	牛肉に対する国民の安心感は国内での全頭検査によるものです。	
38	予防原則の立場から全頭検査の維持をお願いします。	
39	全頭検査を行ったからこそ、安全だという説明に納得してきました。例外無しで全頭検査を徹底してほしい。	
40	消費者は、安全な食べ物を食べたいのです。日本が行っている全頭検査は世界に誇れるものといえます。	
41	20ヶ月以下の牛が絶対安心であるという検証を今後誰がするのか。	
42	30ヶ月以上であろうと20ヶ月未満であろうと検査は必要だと思います。人の口に入るすべての物は栄養の前に安全であることを認識しておきたい。	
43	国民の安全、安心を考えるならば国が責任を持って全頭検査を実施し、食物連鎖から排除するのが当然のことです。	
44	全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民理解を得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要は全くない。	
45	全頭検査されている安心感から牛肉も購入できる様になりました。しかし、検査が緩和されれば、牛肉は購入しないと思います。	
46	現在日本では牛肉の全頭検査が行われているので安心して私たちも(牛肉を)食べれる状況になっています。	
47	答申案では、「月齢見直しは特定危険部位除去の監視体制の構築、ピッキング廃止など一連の対策の実効性が、確認された後にを行うのが、合理的な判断である」との意見が盛り込まれていることを最重視、拙速な全頭検査の緩和については認めないよう答申案を修正すること。	
48	全頭検査は、僅かでも認められる危険性を除去するために有用であり、かかる効果から国民が安心して国産牛を食することができていることを考慮しなければならず、と畜場におけるBSE監査対象牛を21ヶ月齢以上の牛に変更すべきではない。	
49	岩手県は畜産酪農県である。3年前、日本で初めてBSE牛が発見された時の消費者のショックと生産現場の混乱は大変なものだった。正月に照準を合わせ、一番おいしい状態で肥育牛を出荷しようとしていた生産農家は、消費者の突然の牛肉拒否に出荷が止まり、巨大な牛の餌代だけが日々嵩んでいった。「もう首をくるしかない」と生産者の悲痛な叫びを、決して忘れる事はない。そんな状況を救ったのが、全頭検査である。輸入に押されて経営が大変でも、生産農家が頑張っていられるのは、全頭検査によって生産者と消費者の信頼が微妙なバランスで築かれているからである。このように「全頭検査は十分に効果を上げている」と思う。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
50	北海道内の乳用種肥育牛生産頭数は年間約102千頭あり、そのうち約50千頭が20ヶ月齢以下と見られており、仮に、3年後に20ヶ月齢以下の牛を検査対象から外すと、これらの牛はスーパー等から駁別されることが想定される。この場合、21ヶ月齢まで飼い伸ばすことが考えられるが、コスト高となることから乳用雄肥育牛よりランクの高いF1肥育へのシフトが進み、F1授精比率が高まることになり乳用種後継牛が不足する等、生態系への影響が懸念され肉牛農家・酪農家それぞれにおいて大きな問題となることからも、全頭検査は必要である。	食品安全委員会プリオントン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮詢を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。当委員会は、中立公正な立場から科学的知見に基づきリスク評価を行うことをその役割としており、ご指摘の観点からの検討についてはリスク管理官庁において行われるものであり、当委員会の役割の範囲外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
51	(全頭検査等、現行のBSE対策を継続することにより)いずれ全頭検査をしなくともいい時代が数年後に必ずやってくると確信する。したがって、全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民の理解が得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要性は全くない。	食品安全委員会プリオントン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオントンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。なお、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
52	特定危険部位除去をピッキングを行いながら完全に出来るかどうかはまだ疑問であるから、その方法が確立してから見直しを施行すべき。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮詢を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。ピッキングについては、現状において7割のと畜場で実施されていますが、「一般にピッキングによる食肉へのSRMの汚染率は無視できないが、汚染量は少ないと考えられる」とされ、20ヶ月齢以下の牛の「BSEプリオントン蓄積度に関するリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられるので、この牛群に対するピッキングのリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられる」とされています。また、今後の課題として「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッキングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」と指摘しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
53	19ヶ月と20ヶ月と21ヶ月に良悪の線引きがどうして明確に出来るのか。/科学的に月齢を判断する方法の確立を行って欲しい。	食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
54	全頭検査は、関連企業に対して、偽装・隠蔽についての心理的歯止め効果を期待できる。1頭でも感染牛が見つかれば死活問題となる中で、検査を緩め、抜け道を作ることは、偽装・隠蔽が横行し国民の信頼を失っている畜産品に対して、更に国民の信用を落とし、消費を低下させ、畜産業界に大きな影響を与える可能性がある。心理学的側面からもBSE問題を検討、対策すべきである。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理機関へお伝えします。
55	仮答申の根拠を日本において21ヶ月齢と23ヶ月例の若年牛で予備的なBSE症例が発見されたことに置いています。しかし、これらの2症例は国際的な科学者間でいまだにBSEと確定されていないことを指摘することが重要である。BSEに関する科学的な知見を広げるためにも、これらの症例について国際的な科学的再調査の実施が望まれる。これら2例の予備的な診断を確定するために行われているマウス実験の結果について国際的な情報を共有するよう促したい。/ 1年を過ぎて未だ情報が公開されない、日本で発見された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE牛に対して行なわれているはずのマウス実験の結果について早急に公開すべきであると考えます。/ 21ヶ月齢、23ヶ月齢が確認された意味は非常に大きいので、この2頭については、もっと詳細な情報を求めるべきである。これらの症例は日本で確認されたものであり、実際の分析者にその測定方法と結果について説明を求め、海外から批判的な意見にも十分対応すべきと考えます。/ 月齢線引きを20ヶ月齢とした根拠は21ヶ月齢及び23ヶ月齢のホルスタイン去勢牛から微量の異常プリオンたん白質がウエスタンプロット法で陽性になったという事実に基づいていると思われますが、免疫組織化学検査と病理組織検査では陰性となっており、その非定型の異常プリオンたん白質に感染性があるかについては未だ結論がでておりません。 したがって、この2頭については最終結論がでるまで「判定保留」とし、同2例の感染性の有無について、マウス実験の経過報告を行うとともに結論を急ぐべきものと考えます。	プリオン病の診断は、異常プリオンたん白の検出に依存しています。2例の若齢牛の脳は迅速検査で陽性となり、確認検査としてのウエスタン・プロット法で異常プリオンたん白が検出されたことから、BSEと結論されています。予備的診断ではありません。なお、これら2例のウエスタン・プロットのバンドを異常プリオンたん白と判定したことに対しては、国際的にもプリオン研究者から異論は出ていません。マウスへの接種はプリオンの性状を解明するための增幅実験で、研究を目的としたものであり、成績が出れば当然国際学術雑誌などに発表されます。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
56	今後、引き続き行われる21ヶ月以上のすべての検査状況をみた後、BSEの発生が30ヶ月以下で確認されない場合においては、早い時期に30ヶ月齢への月齢の見直しを行うべき。/日本が検査対象の下限月齢をさらに国際的な慣例と調和すべく20ヶ月齢から30ヶ月齢に引き上げることを奨励する。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
57	個体ごとの食肉の安全確保のために行う「検査」と、科学的知見を得るために「研究のための調査」は、明確に区分すべきと考えます。科学的知見を集めるために必要であれば、その目的のために、体系的かつ実効性のある調査を設計すべきです。きちんと科学的に検証可能な調査体系を仕組むべきです。	日本での全頭検査はスクリーニングを目的としたものです。(このことは2001年10月9日付け厚生労働省発表「食肉処理時のBSEスクリーニング検査の対象拡大について」ではっきりと述べられています。)日本でのサーベイランスは農林水産省における死亡牛検査が主体であって、全頭検査の成績も結果的にはサーベイランスの成績として役立っています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
58	検査の目的はあくまでもサーベイランスであってスクリーニングではないことを力説致します。 現行の延髄門部に特定した検査は、脳幹部の異常プリオンの有無を確認する検査であり、牛全体の異常プリオンを確認するものではないからであります。「より感度の高い検査方法を開発する必要がある。」としているが、現行の「延髄門部検査」の感度を高めることを指しているのであれば、(サーベイラスのための検査としては、より感度の高い検査方法の開発は)あまり意味のないことであり、多額の税金の無駄遣いとなります。	
59	独自に20ヶ月齢以下の牛も含めた全頭検査を行うことを表明している県がある。そのため検査済み牛肉と無検査牛肉の二つが出回ることになる。このようなダブルスタンダードは牛肉に対する消費者の不信を招くことにつながるのでは?	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
60	死亡牛検査は24ヶ月齢以上と区切らず、全頭で行うべきである。なぜなら、より若くして死亡する影には病気の可能性があり、原因がBSEの可能性の疑える。英国での20ヶ月齢での「発症」牛がいることを考えると、ミスや偽装により病原体への曝露が高い場合や、若くして感染した場合に、日本でもさらに若齢牛でBSEが検出できる可能性がある。死亡牛検査はBSEの感染の程度を把握し、感染防御・原因究明に役立てるために必要な検査である。月齢区切りなどの抜け道を作ることは、正確なBSE感染状況を把握する妨げとなる。過去に、死亡牛検査を遅らせたことで、多数の生きた牛がレンダリング処分されたという告発が出ている。偽装・隠蔽のしにくい体制を作ることが肝要であり、また、生産者への補償制度も検討されるべきである。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理官庁へお伝えします。なお、現在、死亡牛は月齢に関わらず、すべて処分されており、食用とはされておりません。
61	2)p.31結論の①の2行目に2005年4月から…とあるが、実際に4月から実施となる可能性は低いので、今後あるいは4月は書かない方がいいと思われます。	今回の報告案は3月時点でのリスク評価であり、いつの時点から管理措置の変更を行った場合のリスクについて評価を行ったものであるかを明確にするために記述されたものです。
62	月齢に関係なく、SRMは除去すべきと考える。	今回の報告案については、厚生労働省及び農林水産省からの諮問に対して評価を行ったのですが、諮問では危険部位(SRM)の除去について、全ての牛を対象とすることに変更はありません。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
63	特定危険部位除去のBSE対策は必要不可欠です。/公衆衛生保護の観点からはSRMの除去が最も重要な対策である。SRMの汚染を防ぐ適切なと畜方法は牛肉の安全確保の上で必須要素である。/月齢での線引きよりも、危険部位の除去の方が効果的だと思います。	ご指摘の点については、報告案において、「SRM除去は、我が国における人のvCJDIリスクの低減に寄与する重要な対策である」とされ、今後、「ピッキングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき臓組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」などとされています。
64	「安全の確保」の必要十分条件はSRMの完全な除去です。これの実行のため、SRM除去時の交差汚染を防ぐ施策の導入と管理の徹底をお願いしたい。	
65	危険部位除去方法がまだ確立・普及しておらず、危険部位が流通可能な部位とともに流通している。また、解剖学的見地に立ち、蛋白質の性質を考えても、食肉処理場において危険部位除去を「完全に」行うことは無理であることを行政は認めるべきだ。	
66	SRM除去を徹底すれば月齢にかかわらず食肉の流通は問題ないのではないかでしょうか。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき臓除去工程におけるせき臓の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッキングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされ、また、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となつた感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされており、現状においてSRM除去のみをもって食肉の安全性が確保できるとは評価していません。
67	中間とりまとめ案には背割り前に脊髄を吸引、除去している食肉処理場がまだまだあることが報告されている。各々の食肉処理場の解体マニュアルやSRM除去率などもそれぞれ公開されておらず、消費者としてはSRM除去だけに頼るBSE対策では安全性が確立できると判断できない。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき臓除去工程におけるせき臓の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッキングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされ、また、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となつた感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされています。今回の報告案では、中間とりまとめを踏まえ、今後の課題として、「ピッキングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき臓組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」など指摘をしているところです。
68	BSE発症牛、検査陽性牛はむろん、検査陰性のBSE感染牛でも確実にSRM除去をおこなって、異常プリオンたん白質を完全に除去したとはいえない。確実に完璧にSRM除去をおこなって、異常プリオンたん白質を完全に除いたとはいえないというSRM除去の限界を明示する文言を付け加えてください。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき臓除去工程におけるせき臓の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッキングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされ、また、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となつた感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされています。今回の報告案では、中間とりまとめを踏まえ、今後の課題として、「ピッキングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき臓組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」など指摘をしているところです。

御意見・情報の概要		専門調査会の回答
69	腸については、昨年、国際獣疫機関(OIE)が策定する規範(コード)が改訂された際にSRMとして新たに加えられましたが、日本では取り入れられていません。腸に関するリスク評価に必要なデータが現在はない状態と考えますが、研究課題と位置付け、リスク評価に必要なデータを収集することを要望します。	現在の改正案では日本と同様に回腸遠位部とされています。また、今回の報告案において、「SRM除去は、我が国における人のvCJDリスクの低減に寄与する重要な対策である」とされ、今後、「ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき隕組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」などとされています。
70	BSEの感染因子であるプリオンの存在場所の調査や若い牛でも検出できるBSE検査方法の研究、国外では新しく特定危険部位とされた回腸全体の感染性の研究などを進める必要があります。特に、回腸については日本では食品として一般に食べられている部位ですので、早急にリスク評価をお願いいたします	今までの知見によれば、回腸では遠位部に感染性が認められています。回腸のその他の部分の感染性も含め、国内外で研究が進められており、今後得られる知見に基づき必要に応じて検討を行うことになります。
71	わが国独自の回腸の取扱い方や、研究の結果明らかになった新たなプリオンの蓄積部位についての記述がなされていない。	
72	扁桃はSRMの一つとして含まれていますが、現在のところ、舌扁桃は除去されず、食用の牛舌として流通されています。舌扁桃のリスクについての評価が必要ですが、今回の諮問に関する審議では、検討課題としては取り上げられませんでした。舌扁桃のリスク評価を実施していただくことを要望します。	今回の報告案は、現在、指定されているSRMの除去に基づき評価を行ったものです。今後、ご指摘の舌扁桃の感染性も含め、BSEに関連する情報の収集に努め、新たな科学的知見が得られれば、必要に応じて検討を行うこととしております。なお、厚生労働省においては、舌扁桃もSRM(特定危険部位)として、除去・廃棄を義務づけています。
73	異常プリオンは特定危険部位以外には必ず存在しないのか。食用となる部分にも存在するのではないか。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」の中で、「現在の知見では、これらの組織(SRM)にBSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中している」とされる一方、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となった感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされています。また、全ての牛のSRMは除去とともに、BSE検査で陽性となった牛のあらゆる組織は廃棄処分にされています。その上で今回の報告では、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
74	「評価(案)」では、せき臓組織の飛散防止対策について、「引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していく事が重要」と指摘しています。せき臓除去を徹底し、汚染防止をはかるために、背割り前のせき臓除去の徹底をはかるための具体的な対策、除去方法の統一化など衛生標準作業手順の標準化を行うことについて、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
75	ピッキングの廃止は、BSEのリスクを食品から排除するための科学的に証明された効果的な計画を構築する上で、BSE検査よりも重要な部分でなければならない。	ピッキングについては、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、その中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことが報告案の中に書かれています。
76	我が国の7割近くの畜場において、未だピッキングが行われていることは大きな問題と考えます。	
77	「評価(案)」では、ピッキング廃止について、「具体的な目標を設定した実施計画を作成し、できる限り速やかに進める必要がある」と指摘しています。この指摘を実現するため、現時点でピッキング廃止の障害となっている問題の解決策を厚生労働省に求めると共に、廃止の早急な実現を図るために、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
78	p.10④ピッキングの項で、海外の報告はピッキングに伴うリスクを指摘している。とのみ記述している。しかし、その文献を読めば、脳のembolieが動脈循環に入り、食肉に蓄積するかどうかについては更なる研究が必要と結論づけている。(血液循環の理屈から言えばどのように食肉に達するか理解しにくい。)厚生労働省が平成14年度に行った「食肉の神経組織による汚染防止に関する研究」では、脳組織のグリア細胞由来の蛋白質を検出する方法により、健康牛223頭について、ピッキングの有無、生前血、放血及び心臓血について蛋白質濃度を比較しているが、いずれも有意差がなかったとしている。中立公正な立場で評価するのであれば、当然negative dataも記述すべきである。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」の中で、①「中枢神経組織が血液を介して他の臓器へ移行するとの報告を受けてEUでは2000年から禁止している」と、②「一方、我が国においては、厚生労働省はピッキングについてワイヤーの挿入により脳、せき臓組織が漏出し、汚染が発生する懸念や使用する金属ワイヤーの1頭ごとの有効な消毒が困難であることから、中止するよう関係事業者に対して指導しているが労働安全等の観点からピッキングを行わざるを得ない状況を踏まえて禁止されていない」ととされているほか、ご指摘のありました厚生労働省が行った調査について、「ピッキングによる血液中に脳・せき臓組織が混入すると言う結論が得られなかつたが、ピッキングの実施によりスタンニング孔から脳・せき臓組織が流出し、食肉及び畜場内の施設等が汚染される可能性がある」とされ、今後、ピッキングについては「廃止も含めさらに検討する必要がある」としています。なお、ピッキングの有無によるリスクについては、ピッキングを実施しなかった場合には、ピッキングを実施した場合に比較して、肉中の脳・脊髄含有濃度が半分以下になるという研究結果(RIDAスクリーン脳・脊髄組織含有テスト)が得られています。「プリオント病検出技術の高度化及び牛海綿状脳症の感染・発症機構に関する研究班」、平成15年度厚生労働科学研究費補助金、分担研究者 佐々木宏之[埼玉県中央食肉センター]

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
		この「中間とりまとめ」を踏まえ行われた今回の諮問の中で厚生労働省が示した「既にピッキングを中止したと畜場での事例を整理して都道府県等に対し情報提供を行い、と畜場におけるピッキングの中止への取り組みの指導を推進するとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進める」との方針についてプリオン専門調査会で審議を行い、EUではピッキングは禁止されていること、また、日本では約7割のと畜場でピッキングを実施されている現状を踏まえ、ピッキングによる食肉のBSE汚染リスクを指摘する報告がある一方、その可能性を否定するに十分な知見が得られていないことから、「厚生労働省の方針を重要」とした上で、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッキングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」としたところです。
79	「評価(案)」では、飼料規制の実効性確保について、「具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」と指摘しています。輸入飼料の交差汚染防止など飼料規制の実効性を確保するために、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
80	飼料規制後に産まれた牛についても、国内においてBSE発生が確認されています。BSE根絶のため、今後の検討課題として、調査することが必要と考えます。	農林水産省ではこれまでにもBSE牛が確認されれば、原因究明のため、その牛に与えられていた飼料等の遡り調査が行われております。プリオン専門調査会におけるこれまでの議論でも原因究明調査を推進すべきとされ、農林水産省において今後より一層の調査の推進が行われるものと考えております。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
81	報告案8頁の「2. 2主な論点 ①飼料規制の実効性」の文章の内、5行目「輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり、…」の部分は、「飼料輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり」とした方がよりわかりやすいのではないか。	わかりやすくするため、ご指摘のとおり修正させていただきます。
82	飼料対策の要は、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織をすべての動物の飼料から排除することです。交差汚染を考慮すれば、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織の人間を含めたすべての動物の食物連鎖から排除がBSE対策の基本目標だと考えます。	今回の報告案において、輸入配混合飼料の原料の届出はリスク低減に有効であること、また、「飼料の輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者及び牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは飼料規制の有効性を検証するために重要なことである。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」とされています。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
83	現在、輸入配合飼料への規制がなく、BSEの病原体が混入した肉骨粉に汚染された飼料が規制を通り抜けてくる可能性があります。BSE感染原因の牛の肉骨粉が混入する可能性などがある輸入配合飼料に対する規制対策を講じることを強く要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
84	小売段階に至るまでのトレーサビリティの確立が必要と考えるが、そのあたりに踏み込んでいない。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
85	牛飼育農家段階については、「評価(案)」の指摘に沿って検査・指導体制を強化し、飼料規制の管理が徹底されることが必要と考えます。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
86	調査研究はBSE根絶の観点でやっていただきたい。 BSE根絶に向け、特にBSE発症のメカニズムについての研究は今後も積極的にやっていただきたい。	報告案の中で、BSEに関する調査研究については、より感度の高い検査方法の開発、SRM汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発、動物接種試験によるBSEプリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究とともに、基礎研究のみならず、リスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべきとされています。また、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
87	選択できるようにすればよいという意見もあるが、判断できない子供が食べる可能性や、加工されていて気付けずに食べてしまう可能性があり、完全に選択できるか疑問である。	今回の報告案には消費者が選択できるような対策について盛り込まれていないことから、ご指摘の点については、今回の意見募集の対象外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
88	「評価(案)」の「おわりに」に述べられている通り、SRM除去や汚染防止対策が畜場によってばらつきがあり、具体的な改善の目途が示されていません。飼料規制なども改善すべき課題が残っている現状にあります。併せてBSE問題は科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ないなどを踏まえ、リスク管理措置の変更については慎重に行う必要がある旨をリスク管理機関に意見として述べる事を要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
89	飼料を輸入に頼っていることや、人のミスや偽装により、今後も曝露が高い感染牛が出てくる可能性がある。現に、動物油脂の蛋白質混入量の違反や、植物性飼料からの動物性蛋白や骨の検出が報告されている。1mgの危険部位で牛が感染することが判明している以上、規制を緩和することは反対である。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理官庁にお伝えします。
90	米国産牛肉については、月齢の判定方法や、飼料の管理、SRMの完全除去などに強く疑義がもたれています。/ アメリカではBSE対策が不備である。月齢がはっきりしていないし、あれほどどの頭数の割にBSE感染牛が少なすぎる。/ 米国産牛肉は一頭ごとの識別システムもなく、飼料の規制や危険部位の除去の不十分さも指摘されています。/ 米政府職員労組関連の食品検査部全国評議会のペインター議長によれば、米国の食肉加工工場では、現実には危険部位の除去作業を確實に行うことはできないとして、農務省に告発している。/ アメリカのBSE対策は、検査率が0.7%、危険部位の除去は30ヶ月齢以上ののみであり、肉骨粉はいまだに豚、鶏に給与されており牛への交差汚染の可能性を残しています。牛の月齢判断も目視で肉質や骨格から推定するというあいまいなものです。/ 3月にはアメリカ会計検査院が「牛のエサにBSE感染源である肉骨粉が混入する可能性を指摘し、『リスクを実態よりも低く見積もっている』との報告書をまとめました。	今回の報告案は、国内のBSE対策の見直しに係るリスク評価を行ったものです。なお、今後、輸入牛肉のリスク評価を行う場合には、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしてまいります。いただいたご意見等については、リスク管理官庁にお伝えします。
91	最近来日したアメリカ大手食肉処理場の労働者が、目視で肉質を判定することは事実上不可能と述べている。また肉質評価はあくまでも肉の品質レベルを示すものに過ぎず、本来月齢を判定する手段ではない。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
92	<p>少しでも危険のある肉は絶対輸入禁止を強く希望します。/疑わしきは輸入せずにしていただきたいと思います。/ 米国牛肉の輸入につながる今回の答申には絶対に反対である。/全頭検査が緩和されアメリカから輸入牛肉が自由に入るようになれば、もう牛肉を食べられません。/ 米国からの牛肉輸入が再開されても我が家では決して購入しません。/もし米国の牛肉が解禁になれば学校給食や、様々な食品にもその関連物が使われることになります。自分の力でそれらを完全に摂取しないようにすることは不可能です。/ 安いアメリカ産牛肉が輸入されると、国産と偽って販売される恐れがある。アメリカ産牛肉を避けようとしても避けられなくなることが不安です。/ 40カ国がアメリカ産牛肉を輸入禁止しており、日本が率先して輸入解禁の道に踏み出すなどは世界にも迷惑限りなし。/ アメリカとの輸入交渉で病原体曝露量の不明なアメリカの牛を月齢を区切り輸入するという、非科学的な方針を決めたことが理解できない。曝露量が高い場合は20ヶ月齢牛での「発症」も既に報告されている。アメリカの牛は交差汚染や飼料管理について会計検査院からの問題提起報告書が出ており、危険部位除去などでも告発が続いている。月齢区切りはBSE対策の根本的な解決策にはなり得ない。BSEの危険性は月齢には依存せず、曝露量や感染時期に拠るというのが科学的判断と、食品安全委員会の議事録や資料に記載されている。牛は極微量で感染することが判明し、人間の感染閾値はまだ判明していないが、サルが50mgという極微量で感染していることから、BSE防疫は、感染牛・および感染物質を国内に入れないことが肝要である。</p>	
93	<p>今回の答申案が直ちに米国産牛肉の輸入再開に結びつくことのないように強く求めます。/ アメリカ産牛肉輸入を再開するためには、アメリカ産牛肉そのもののリスク評価が必要である。/ 「評価(案)」の「おわりに」では、「今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うための多様なデータの存在が必要になる」と記載されています。米国産牛肉の輸入再開問題の検討にあたっては、「評価(案)」にある様に、米国にデータを求めるとともに現地の実態調査なども行い、評価に必要な多様なデータに基づく総合的なリスク評価を行う旨を明示することを要望します。/ 今一番求められているのは調査委員会の方々の机上の議論ではなく積極的に米国の牛が実際どのくらい狂牛病の割合があるのか検査、調査し、その実態を踏まえて今後の方針を議論するべきだと思います。</p>	
94	<p>示された評価(案)の中では、日本では20ヶ月齢以下の若齢牛は約12%であり、リスクは相当低くなると予測している(p.7)が、実際的な意味でのリスク評価をするならば、現状のアメリカ牛の成育および畜産状況の中で、今後、日本に輸入され、検査されずに流通する若齢のアメリカ牛を含めた、日本におけるBSEリスク評価を行うべきではないのか</p>	